

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成25年2月21日

審査機関名 ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッド

1. 排出削減事業計画の概要

排出削減事業名	飼料工場における熱回収式電動エアーコンプレッサーへの更新、ボイラーの更新（LPG→都市ガス）
排出削減事業者名	中部飼料株式会社
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人 低炭素投資促進機構 (その他関連事業者名:なし)
事業実施場所	中部飼料株式会社 本社工場 (愛知県知多市北浜町14番地6)
事業の概要	工場で使用している電動エアーコンプレッサーを熱回収式電動エアーコンプレッサーとすることで未利用の排熱を回収するとともに、LPガスボイラーを高効率都市ガスボイラーへ更新することにより、二酸化炭素排出量を削減を図る。
排出削減量の計画	2012年度 43 tCO ₂ （事業実施期間合計: 43tCO ₂ ）
国内クレジット認証期間	開始予定日 2013 年 2月18日 終了予定日 2013 年 3月31日
排出削減方法論	方法論番号001: ボイラーの更新 方法論番号018-A: 回収した未利用の排熱への熱源の切り替え

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して既存設備設置場所及び更新設備の設置場所を現地にて特定し確認した。

	<p>事業実施サイトの場所：中部飼料株式会社 本社工場内 住所：愛知県知多市北浜町14番地6 事業実施サイトの視察日付：2013年2月13日</p>
<p>追加性を有すること</p>	<p>1) 法的義務のないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業は既存設備の更新であり、既存設備の交換が進んでいるものの、直近まで稼働しており、問題なく使用可能であったことを確認した。また法定耐用年数の2倍以内の期間内に更新しており、この観点からも継続利用は可能であったと判断される。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、ボイラー・エアーコンプレッサー設備の工事発注書・契約書や更新後の検査・メンテナンス費用等の入手した根拠資料に基づき、質問及び検算により3年以上(6.0年)であることを確認した。 これは一般的な省エネ設備や再生可能エネルギーの導入への投資判断基準である回収年数3年を超えており、本事業者としてもコスト面のみでは投資決定に至る案件ではない事を確認している。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。LPG価格については、平成25年1月末時点の単価90.7円/kg、都市ガス価格は、購入先価格の平成25年1月末時点の取引単価 75.0円/Nm3であることを確認している。また、当該事業実施期間に於いて変動し得るガス価等については、想定し得る変動があったとしても投資回収年が3年を下回らない事を推計により確認した。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 当事業者は二酸化炭素排出量削減活動を推進しており、投資回収期間は長期になるが、国内クレジット制度を活用し、活動を進めることを目的の一つとして、本事業を行うに至った。本件の運用を踏まえて、他の事業所への展開なども今後検討する意向であり、低公害化、設備の維持管理面においても運用がしやすくプラスとなるため、今回導入されたことを質問によって確認した。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われ</p>	<p>排出削減事業者とその他関係者への質問、外部資料の確認等により、当事業者が自主行動計画に入っていないことを確認している。</p>

<p>ること</p>	
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>本排出削減事業は、承認済み排出削減方法論001、018-Aに基づき排出削減量を計算している事を確認している。</p> <p>方法論の適用条件を満たしていることを下記のとおり確認した。</p> <p>【方法論番号001 ボイラーの更新】</p> <p>1) 本排出削減事業は、以下の方法論の適用条件を満たしていることを確認している。</p> <p>適用条件1：設置された設備の仕様書、稼動状況の記録、更新設備のスペック等および設備導入前後の燃料使用量等により高効率化を確認した。</p> <p>適用条件2：既存ボイラーの更新であり、今後も引き続き継続して使用可能であったことを、運転記録及び関係者への質問により確認した。また法定耐用年数の2倍以内の期間で更新していることから、当該条件を満たすと判断された。</p> <p>適用条件3：更新後のボイラーで製造する蒸気は、事業所内の設備にて全量自家消費され、外部その他施設への供給は行われないことをサイト視察および質問により確認した。</p> <p>2) バウンダリーについては、事業者への質問、サイト視察、設備の仕様書等関連資料の確認を通じて適切に設定されている事を確認した。</p> <p>3) ベースラインについては、適用方法論と排出削減計画書記載事項の内容との整合性を確認し、更新前後の機器の仕様書、過去のエネルギー関連データ、運転記録、計算資料等関連資料の確認、計算チェックを通じて確認した。</p> <p>4) リークージの特定については、適用方法論で規定するリークージが存在しない事を確認した。</p> <p>5) 排出削減量については、適用方法論の内容と排出削減計画書記載事項との整合性を確認し、方法論の定めた計算式との照合、関連資料による確認、検算を通じて確認した。方法論の適用に際しては、十分に保守的見積もりとなっている事を確認した。</p> <p>6) モニタリング及びその他については、事業者への質問と関連資料の閲覧によりすべて適切であることを確認した。</p> <p>【方法論番号018-A 回収した未利用の排熱への熱源の切り替え】</p> <p>1) 本排出削減事業は、以下の方法論の適用条件を満たしていることを確認している。</p> <p>適用条件1：導入前には未利用であったコンプレッサー排熱の回</p>

	<p>収を行って利用することが今回の事業内容であり、条件を満たすことを確認した。</p> <p>適用条件2：未利用の排熱は熱交換器を介して熱利用されることを設備カタログや本体、サイト設置状況より確認した。</p> <p>適用条件3：方法論001対象の設備でもある、更新前のボイラーがまだ使用可能であったことを関係者への質問、実績の確認、サイトの視察により確認した。</p> <p>適用条件4：同設備にて回収される未利用の排熱はすべて自家消費されることを上記各事項の確認の中で、確認できた。</p> <p>2) バウンダリーについては、事業者への質問、サイト視察、設備の仕様書等関連資料の確認を通じて適切に設定されている事を確認した。</p> <p>3) ベースラインについては、適用方法論と排出削減計画書記載事項の内容との整合性を確認し、本例においては同時に行われるボイラーの更新後の機器について、仕様書、エネルギー使用量見込み、計算資料等関連資料の確認、計算チェックを通じて確認した。</p> <p>4) 事業実施後排出量については、本事業の排熱回収ユニットがコンプレッサーに組み込まれており、追加的なエネルギーは使用しない。またリーケージの特定については、適用方法論で規定するリーケージが存在しない事を確認した。</p> <p>5) 排出削減量については、適用方法論の内容と排出削減計画書記載事項との整合性を確認し、方法論の定めた計算式との照合、関連資料による確認、検算を通じて確認した。方法論の適用に際しては、十分に保守的見積もりとなっている事を確認した。</p> <p>6) モニタリング及びその他については、事業者への質問と関連資料の閲覧によりすべて適切であることを確認した。</p>
--	---

4. 特記事項

- 現地妥当性確認に於いて、是正が必要な事項が検出されたが、それらは全て適切に処置された事を確認した。

以上